

「令和3年改正個人情報保護法」の概要

北澤 一樹 ●弁護士／英知法律事務所

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴い、個人情報保護法も改正。越境データ流通の円滑化と官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化を図る。

■はじめに

2021年5月19日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）が公布され、同法により、個人情報保護法の改正が行われた。

今回の改正では、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3法の一元化を行った。具体的には①医療分野・学術分野の規制の統一②個人情報の定義等の国・民間・地方での統一③行政機関等での匿名加工情報の取扱いの明確化④地方公共団体と地方独立行政法人の個人情報の取扱いの全国的なルール共通化⑤個人情報保護委員会が一元的に監視監督する体制の構築——等である。

これらの改正により、監視監督の中立性・客観性の向上を図り、国際的な信頼取得を通じて越境データ流通の円滑化を通じたデータ利活用活発化を図るとともに、官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化（いわゆる2000個問題の解消を含む）を図るものである。

本稿では、これらの改正の概要を紹介する¹。

●令和3年改正個人情報保護法成立までの経緯

平成27年個人情報保護法改正の附則12条6項で「政府は（中略）個人情報及び行政機関等保有

個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討する」ものとされたことに伴い、2019年12月、「個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース」が内閣官房に設置され、2020年3月、タスクフォースへの提言を行うために「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」が内閣官房に設置された。

同検討会は、2020年8月に「個人情報制度の見直しに向けた中間整理案」をタスクフォースに提言し、タスクフォースは同月、「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理」を取りまとめ、公表した。その後、同年12月に同検討会は「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告案」を取りまとめ、タスクフォースに提出し、タスクフォースは同月、「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」を取りまとめ、公表した。

この最終報告を踏まえ、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室による法制化作業を経て、今回の改正案は2021年2月9日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」の一部として閣議決定され、第204回国会に提出された。国会審議においては、2021年4月6日に衆議院本会議に上程、賛成多数で可決され、同年5月12日に参議院本会議に上程、賛成多数で可決

されて成立し、同月19日に「令和3年法律第37号」として公布された。

●施行日

改正法の施行日は、地方公共団体等に適用される規定（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律51条による改正部分）については公布日から起算して2年を超えない範囲内で別途定めるとされている（同法附則1条7号）。それ以外の部分（同法50条）は、2022年4月1日が施行日である（同法附則1条4号、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令）。なお同政令では27条2項により、別表第2法人等が個人データを第三者に提供しようとする際の経過措置（整備法附則7条3項）の施行期日も2022年4月1日とされている。

■医療分野・学術分野における規制の統一および整備

●規制の統一

現行の個人情報保護制度では、例えば同じ病院であっても、国立病院や公立病院と民間病院とでは、適用される法令が大きく異なっており、大学についても同様の問題（国公立大学と私立大学とで異なる）があった。このような違いは、医療分野における連携や学術分野における共同研究の障害となっていたと言える。今回の改正は、これらの規制を統一化したものである。

●民間部門の規律の適用

改正法では、規律統一の実務上のニーズの有無や、個人の権利利益保護のための実効性等も踏まえ①医療分野・学術分野の独立行政法人等および地方独立法人等（独立行政法人労働者健康安全機構についてはその病院部門）②地方公共団体の運

営する病院・診療所・大学——のそれぞれについて原則、民間部門の規律を適用するものとした。

①については、具体的には独立行政法人等のうち、別表第2に掲げる7種類の法人（国立大学法人、独立行政法人国立病院機構等）（2条11項3号）、独立行政法人労働者健康安全機構の病院部門（58条2項2号）、地方独立行政法人のうち医療事業または学術研究を行うもの（2条11項4号）に対しては、原則として民間部門の規律が適用される。

②については、地方公共団体が運営・設置する病院・診療所・大学（58条2項1号）等に対しては、原則として民間部門の規律が適用される。

一方、今回の改正により、原則として民間部門の規律が適用されることになった法人に対しても、本人からの開示等請求に係る規律、匿名加工情報の提供に係る規律、個人情報ファイル簿の作成・公表に係る規律については引き続き公的部門の規律が適用される（125条2項）。

●学術研究に係る適用除外規定の見直し

現行法では、学術研究機関が学術研究目的で個人情報等を取扱う行為に対し、学問の自由の保障の見地から義務規定の適用が一律に除外されている（現76条1項3号）。しかしこれにより、国内の学術研究機関へのEU圏内からの個人データの移転についてはGDPRの十分性の効力が及ばないという問題があった。そこで、今回の改正ではGDPRの十分性の効力が及ぶための素地を作るべく、学術研究に係る適用除外規定が見直された。

具体的には、学術研究に係る適用除外の規定を削除した上で、利用目的の制限（18条）、要配慮個人情報取得の制限（20条2項）、個人データ第三者提供の制限（27条）における各義務規定の例外規定（個人情報取扱事業者である学術研究機関が学術研究目的で対象となる個人情報を取扱う必

要がある場合等）を設けることにより、学問の自由が不当に制約され研究活動が制限される事態を防止しようとしている（18条3項5号、6号、20条2項5号、6号、27条1項5～7号）。なお、現43条1項は、個人情報保護委員会が監督権限を行使するに当たり学問の自由を妨げてはならない旨を規定しているが、当該規定は改正法でも維持されている（149条1項）。そして、学術研究機関等の責務として、学術研究目的での個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、その措置内容を公表するよう努めるものとし（59条）、当該措置内容に従った個人情報の取扱いに対しては、個人情報保護委員会はこれを尊重するものとしている²。

■個人情報の定義の統一

現行法では「個人情報」の定義について「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することとなるものを含む」（現2条1項1号）と規定されていたのに対し、公的部門の規律である行政機関個人情報保護法2条2項1号および独立行政法人等個人情報保護法2条2項1号では「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む」とされており、容易照合性の点でその内容が異なっていた。

そのため、民間部門と公的部門との間のデータ流通の妨げとなり得る等の問題もあり、本改正では「個人情報」の定義について、容易照合性が要求される民間部門の定義に統一された。

これにより、現行制度の公的部門で「個人情報」とされていたもののうち、改正法では「個人情報」に該当しない情報（匿名加工情報、仮名加工情報、提供元では個人を識別できないが提供先で個人を識別可能となる情報）が生じることとなる。そのため、これらの情報については、識別行

為禁止義務、安全管理措置義務等（121条、123条、73条）、提供先への措置要求義務（72条）を新設し、定義の変更による権利保護の低下を招かないような改正がされている。

■行政機関等における匿名加工情報の取扱い等

現行の行政機関個人情報保護法等では、非識別加工情報（匿名加工情報に相当）は個人情報に当たることを前提とした整理がされている。そのため、利用目的の範囲内での取扱いが要求される等していた。また、民間部門では禁止されている識別行為も、公的部門では禁止されていない。

今回の改正では、これらの点を民間部門の規律と統一させ、匿名加工情報は非個人情報であることを前提として匿名加工情報の識別行為も禁止する（121条1項、123条2項）とともに、匿名加工情報の取得・利用については利用目的による制限を廃止することとした。

これに対し、匿名加工情報の提供については現行の公的部門の規律を維持し①法令に基づく場合（提案募集手続による場合を含む）②保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において当該保有個人情報を加工して作成した匿名加工情報を当該第三者に提供するとき——に限られている（109条2項）。

なお、匿名加工情報以外の点について、行政機関であること等からあえて明記されていなかった規定であっても、民間部門で明記されている規制については、明確化の観点から明記されたものもある（63条、64条等）。

■地方公共団体に関する改正

●地方公共団体等における個人情報の取扱い

地方公共団体等における個人情報の取扱いについては、地方公共団体ごとに異なる条例が制定さ

れその解釈も異なる等、データ連携の支障となっているという問題や、中には個人情報の取扱いについて条例がなく求められる保護水準を満たさない地方公共団体もあるという問題もある。特に昨今の新型コロナウイルス感染症問題もあり、感染対策時の個人情報の取扱いについて統一した運用基準を求める意見もあった。また、これらの問題の解消はGDPR十分性認定への対応という観点から重要となる。

そのため、地方公共団体等については、現行の行政機関個人情報保護法をベースとした規律を共通ルールとすることとした。

ただし、現行の行政機関個人情報保護法では解釈上不明確であった点等については、個人情報保護条例の規定を反映する等している³。

●法律と条例の関係

上記のように、今回の改正で、地方公共団体等では個人情報の取扱いに関し共通ルールが設けられることとなったため、各地方公共団体は改正法の施行までに既存の個人情報保護条例について必要な規定の改廃を行うことが想定される。

そして、改正後の法律と条例の関係について、条例が法律上の共通ルールよりも保護の水準を弱めることは認められていない（ただし、78条2項の場合を除く）。一方、条例が法律上の共通ルールよりも保護の水準を強めることについても、地域の特性に照らして特に必要がある場合等（60条5項等）に限られる。

また、各個人情報保護条例が法律の趣旨に適合したものかどうかを個人情報保護委員会が確認できるようにするため、地方公共団体に対しては個人情報保護条例制定時の同委員会への届出義務が課されることとなった（167条）。

■個人情報保護委員会の権限等

今回の改正により、個人情報保護委員会が、民間部門・公的部門のすべてにおける個人情報等の取扱いを一元的に監視監督することになる。

民間部門については現行制度と特に違いはないが、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体に対しては、資料の提出の要求および実地調査（156条）、指導・助言（157条）、勧告（158条、159条）を行う権限を有するとともに、法の施行状況について報告を求める権限を有する（165条）。

なお、個人情報保護委員会と行政機関等とが対等な立場にあることから、他の制度との均衡を踏まえ、罰則による担保のある立入検査や違反に対し罰則が科される命令をする権限は規定されていない（前者については上記実地調査が規定され、後者については上記指導・勧告が規定された）。

■まとめ

以上の通り、本改正は民間事業者を主な対象としていた現行法に、新たに行政機関等を対象とする規制が設けられ、ルールの一元化が図られたものである⁴。

1. なお、本稿における条文番号は特に断りのない限り、今回の改正後の条文番号（2023年5月18日までに施行されるもの）を意味する。現行法の条文番号を示す場合は「現〇条」のように示す。

2. 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（2021年10月一部改正）、p.159

3. 派遣労働者や再委託先が個人情報を取扱う場合の安全管理措置義務等（66条2項5号、67条、121条3項、122条、176条、

180条）や、利用目的のために保有個人情報を提供する場合は提供先に対する措置要求（70条）等。

4. なお、本執筆時点において2022年4月1日施行の部分で反映した各種ガイドラインについては、個人情報保護委員会のウェブページ（<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/>）に掲載されている。



1996, 1997, 1998, 1999, 2000, ...

[インターネット白書ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスが1996年～2022年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<https://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&Dおよび株式会社インプレスと著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

インプレス・サステナブルラボ

✉ iwp-info@impress.co.jp